

| 内容          | 現行法                        | 改正薬事法  |
|-------------|----------------------------|--|
| 開設許可<br>管理  | 一般販売業<br>薬剤師による管理（1名）*1    | 店舗販売業<br>薬剤師または登録販売者による管理（常在体制）<br>4坪以上の医薬品売り場<br>リスク別陳列<br>医薬品区分と閉鎖基準<br>第一類医薬品隔離陳列 |
| 構造設備        | 4坪以上の医薬品売り場<br>医薬品保管庫の設置など | 営業時間、医薬品販売時間<br>第一類医薬品販売時間の申請<br>販売時間に常在する専門家の勤務時間申請                                 |
| 医薬品販売体制     | 営業時間の申請                    | 第一類は薬剤師が説明文章を用いて行う / 義務<br><a href="#">薬事法改正要点参照</a>                                 |
| 情報提供および相談応需 | -                          | 各医薬品のリスクをパッケージに表示<br>売り場で生活者に医薬品のリスクがわかるように陳列  |
| パッケージ表示     | -                          | 名札着衣で明記<br>現在勤務している専門家を掲載  |
| リスク別陳列      | -                          | 店内に掲示<br>医薬品についての相談苦情先を明記  |
| 専門家の明記      | -                          | 法律を遵守するためのマニュアルの作成<br>専門家の資質向上   |
| 掲示          | -                          | 3類以外は禁止<br><a href="#">医薬品のインターネット販売 まとめ</a>   |
| その他         | 薬事法の不備を通知で補っていた            |  |
| ネット販売       | 禁止する法律がない                  |  |

引用：薬局新聞 2009/01/01 (5)

## その他要点

医療用医薬品の一部まで販売できましたが、店舗販売業では一般用医薬品に限定されます。

[EOF]